

サンアップルホームデイサービスセンター

＊利用料説明書 令和7年8月から

○要介護での利用料金○

＜7時間以上8時間未満 サービス提供時間 9時～16時＞

区分状態	介護サービス費	サービス提供加算 Ⅰ	入浴 加算Ⅰ	食費	合計	科学的介護推進体制 加算
要介護1	658	22	40	550	¥1,270	40/月
要介護2	777	22	40	550	¥1,389	40/月
要介護3	900	22	40	550	¥1,512	40/月
要介護4	1,023	22	40	550	¥1,635	40/月
要介護5	1,148	22	40	550	¥1,760	40/月

※入浴を実施しなかった場合は、入浴加算を頂きません。

○総合事業での利用料金(通所介護相当サービス)○

区分状態	介護サービス費	サービス提供加算 Ⅰ	食費 (一回の料金です)	科学的介護 推進体制加 算
要支援1	1,798	88	550	40/月
要支援2(週1回)	1,811	88	550	40/月
要支援2(週2回)	3,621	176	550	40/月

○総合事業での利用料金(生きがい型デイサービス 通所A)○

区分状態	介護サービス費	入浴費	食 費	※特定地域 加算	
事業対象	305 /回	500	550	10	月4回まで
要支援1、更新者	1,318 /月	500	550	10	月5回以上
要支援2(週1回)	305 /回	500	550	10	月4回まで
要支援2(週1回)	1,318 /月	500	550	10	月5回以上
要支援2(週2回)	305 /回	500	550	10	月8回まで
要支援2(週2回)	2,702 /月	500	550	10	月9回以上

※特定地域加算～居住地域によって、対象地域にお住まいの方は利用毎に算定させていただきます。

●要介護、総合事業の共通事項

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、1ヶ月総単位数に9.2%を乗じた単位数が加算されます。
- ・一定以上の所得のある方は、介護サービス費などが2割、3割負担となります。
- ・利用料のお支払いは、翌日10日前後に1か月分まとめてご請求を致します。

●介護保険給付対象外サービス

- ・通常のサービスに要する期間を超える通所介護(総合事業)サービス
- ・介護保険給付の支払限度額を超える通所介護(総合事業)サービス
- ・総合事業の生きがい型デイサービスにおける入浴サービスと食事や旅行等のサービス